

令和元年度府中市交通安全対策審議会会議録

▽日 時 令和元年11月18日(月)午後2時58分から午後4時20分

▽会 場 府中市役所 北庁舎3階 第二会議室

▽出席者 委 員 高津委員、清水委員、竹内委員、西の委員、松村委員、寺田(朋)委員、瀬崎委員、石井委員、後藤委員、平原委員、小牧委員、川辺委員、荒井委員、五十嵐委員、倉林委員、森友委員、榎本委員、志水委員、小林委員、飯沼委員、以上20名

事務局 古森生活環境部長、石川生活環境部次長兼地域安全対策課長、向山地域安全対策課長補佐、高橋地域安全対策課事務職員、竹中地域安全対策課事務職員、以上5名

▽欠席者 委 員 戸塚委員、寺田(慎)委員、宮川委員、以上3名

▽傍聴者 1名

次第

1 委嘱状の伝達

2 事務局紹介

3 会長・副会長の選出

4 議題

(1) 府中の交通事故状況について(府中警察署)

(2) 東京都自転車活用推進計画概要について(府中市)

(3) 都の計画策定を受けての府中市版自転車活用推進計画の検討(府中市)

5 その他

【配布資料】

- 資料 1 令和元年度府中市交通安全対策審議会名簿
- 資料 2 府中市交通安全対策審議会条例
- 資料 3－1 府中市交通安全対策審議会の公開等について
- 資料 3－2 府中市交通安全対策審議会の傍聴について
- 資料 4 府中の交通事故状況について（府中警察署）
- 資料 5 東京都自転車活用推進計画
- 資料 6 自転車活用推進法
- 資料 7 地方版自転車活用推進計画 策定の手引き（案）
- 資料 8 平成 31 年（令和元年）度事業計画及び平成 30 年度事業報告書（府中交通安全協会）
- 参考 1 自転車活用推進計画（国土交通省）
- 参考 2 府中市の交通事故

（開会）

事務局

皆さま、こんにちは。

定刻より少し早いですけれども、皆さまお揃いになりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日はお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまより、令和元年度府中市交通安全対策審議会を開催いたします。

本日の審議会ですが、概ね 1 時間強を見込んでおりますので、よろしくをお願いいたします。

申し遅れましたが、私は地域安全対策課長補佐の向山 でございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

本来であれば、本審議会の会長に司会進行をお願いするところではございますが、令和元年 10 月 31 日で前期委員の方々の任期が満了しており、令和元年度 11 月 1 日付で委員の再選ということになっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

新会長が選出されるまでの間、事務局の方で議事を進めさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それではまず本日の出席状況でございますが、委員定数23名中20名の方がお集まりいただいております。半数以上の出席に伴いまして、本審議会は有効に成立することを報告致します。

また、本日ですが、傍聴の方がお一人お見えになっております。傍聴の許可につきまして委員の皆さまにご確認をさせていただきたいと思っております。

傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

特に異議がないようですので、これから入室していただきますので、よろしく願いいたします。

(傍聴者入場)

事務局

それでは続きまして、本日の配布の資料の確認をさせていただきたいと思っております。

- | | |
|-------|--|
| 資料1 | 令和元年度府中市交通安全対策審議会名簿 |
| 資料2 | 府中市交通安全対策審議会条例 |
| 資料3 | 府中市交通安全対策審議会の公開等について |
| 資料3-2 | 府中市交通安全対策審議会の傍聴について |
| 資料4 | 府中の交通事故の状況について(府中警察署) |
| 資料5 | 自転車活用推進計画(東京都) |
| 資料6 | 自転車活用推進法(国土交通省) |
| 資料7 | 地方版自転車活用推進計画 策定の手引き(案) |
| 資料8 | 平成30年度事業報告書・平成31年(令和元年)度事業計画(府中交通安全協会) |
| 参考1 | 自転車活用推進計画(国土交通省) |
| 参考2 | 府中市の交通事故(府中交通安全協会) |

以上でございます。不足するものはございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

では引き続きまして、次第1にあります「委嘱状の伝達」をいたします。

事務局

「委嘱状の伝達」でございますが、本来ならば、市長から、委員の皆さま、お一人お一人に、お渡しするところでございますが、時間の関係もございいますので、机の上に置かせていただいております。これをもって、伝達に代えさせていただきますので、どうぞよろしく願います。

任期につきましては、本年11月1日から令和3年10月31日までの2年間としておりますので、よろしく願います。

それでは続きまして自己紹介をさせていただきたいと思えます。

大変恐縮ではございますが、私の右手より、順々に自己紹介をしていただければと思っております。

(委員の自己紹介)

皆さま、ありがとうございます。

それでは、次第の「2 事務局紹介」に移る前に、本審議会開催にあたりまして、生活環境部 部長の古森よりご挨拶申し上げます。

部長

皆さま、こんにちは。生活環境部長の古森です。

皆様におかれましては、府中市交通安全対策審議会委員を快くお引き受けいただき、また、本日お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また日頃より市政の考えにあたりましてご理解、

ご協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

本審議会は、本市における交通道德の高揚と交通安全運動の推進並びに道路環境の整備及び交通事故防止を図ることを目的として開催をさせていただくものでございます。

さて、本年4月に発生いたしました、池袋で88歳の高齢者が運転する車に母子がはねられ、死亡した事故や、5月に発生いたしました、滋賀県大津市の交差点で直進者と右折車が衝突し、保育園児16人が死傷した事故をはじめ、大変痛ましい交通事故が全国各地で発生しております。

本市では、今年の10月末時点で死亡事故こそ起きてはいないものの、交通事故による重傷者数が12名となっており、平成30年中の重傷者数10名をすでに上回っている状況でございます。

また、自転車の交通事故関与率が4割を超え、より一層の自転車の交通マナーの遵守が喫緊の課題となっております。

本審議会におきましては、これらの課題を解決するため、1件でも市内の交通事故が減り、安全で快適に暮らせる持続可能なまちを実現できるよう、今後の計画や展望を検討させていただきたいと考えておりますので、委員皆さまのお力添えを賜りますようお願い申しあげまして、開催にあたりましての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

事務局

それでは、続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。

(事務局の自己紹介)

続きまして、次第の「3 会長・副会長の選出」でございますが、資料2「府中市交通安全対策審議会条例」第6条の2項では、「会長及び副会長は、委員の互選による。」としていますが、皆さまいかがいたしましょうか。

(挙手あり)

委員

事務局の方でもしお考えがあるようでしたら、お聞かせ願いたいと思います。

事務局

ただ今、会長、並びに副会長について事務局での考えはありますかとのご発言がございました。ほかの委員の皆さまにおかれましてはいかがいたしましょうか。

(事務局一任の声)

ただ今、事務局一任とのお声がございましたが、事務局といたしましては、会長及び副会長には、前回開催いたしました本審議会において会長を務められた、小牧委員に、同様に副会長を務められた志水委員に引き続きお受けいただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、小牧委員に会長を、また、志水委員に副会長を、お願いいたします。

それでは、会長、副会長の席を変更させていただきますので、少々お

待ちください。

【会長・副会長、会長・副会長席に移動】

それでは、小牧会長、志水副会長よりごあいさつをいただきたいと思
います。よろしくお願いいたします。

会長

皆さま、こんにちは。

ただいま、事務局からご指名を受けました、小牧と申します。

これから皆さまのご意見をいただきながら、進行させていただきま
す。なにぶんにも不慣れではございますが、皆さまのご支援、ご協力を
いただきまして、議事がスムーズに最後まで進行するよう努めてまい
りますので、どうぞ皆さま方のご協力の程、よろしくお願いいたします。

副会長

こんにちは。

ただいまご指名をいただきました、志水と申します。

大変光栄に思っております。一生懸命努力いたします。よろしくお願
い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

それでは、以後の議事進行につきましては、小牧会長にお願いしたい
と思いますが、4の議題に進む前に、本審議会につきまして、委員の変更
もございましたので、事務局より改めましてご説明いたします。

本審議会は「資料2」にございます、府中市交通安全対策審議会条例に基
づき、府中市における交通道德の高揚と交通安全運動の推進並びに道路環境
の整備及び交通事故防止を図ることを目的として、設置された市長の附属機
関でございます。

平成27年度に、市長の諮問に応じ「交通安全対策について」をいただい
たところでございますけれども、本市における交通環境を取り巻く現状及び、
諸問題につきましてご報告をさせていただき、委員の皆様方からのご意見を

いただいているところでございます。

また、「資料3-1 府中市交通安全対策審議会の公開等について」「資料3-2 府中市交通安全対策審議会の傍聴について」に基づきまして、原則公開としておりますので、ご了承ください。

以降につきましては、会長に進行をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。いまの事務局による本審議会の説明について何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(委員から質問なしとの声)

よろしいでしょうか。

それではよろしいということですので、進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題(1)「府中の交通事故の状況」について府中警察署から説明をお願いいたします。

瀬崎交通課長よろしくお願いいたします。

委員

皆さま、こんにちは。府中署交通課長の瀬崎です。

私のほうから府中の交通事故状況について、お話をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。資料の4をご覧ください。

府中署の交通事故の発生状況ということで、最初に過去5年間の発生状況を、資料1番として掲載しております。

平成26年から30年まで、平成26年の数字を100とした場合の指数が資料にあります。

平成30年、去年は61で、発生件数は減少傾向にあります。

死者数については、過去5年間、平成29年は4名、平成30年は3名ということで、亡くなっている方がいらっしゃいました。

今年はまだ交通事故で亡くなった方はいません。負傷者数についても、平成26年は746、平成30年は443、指数は59ということで約半分くらいに減っているということになります。

重傷者が少しプラスになっておりますが、発生件数、死者数、負傷者数は減少しているということになります。

資料下のほうの都内の件数についても、平成26年を指数100とした場合、平成30年が88ということで、減少しております。

死者数も平成26年172名が平成30年は143で、指数83ということで、全体的に減少傾向にあるということをご了解お願いいたします。

続いて、府中署管内の交通事故状況ですが、資料2番になります。平成31年1月から令和元年10月末までの数になります。

発生件数268件、死者数ゼロ、重傷者数12名、軽傷者286名、昨年と比べると、発生件数マイナス74、死者数がマイナス2、重傷者数がプラス5、軽傷者マイナス99ということで、発生件数、死者数、負傷者数ともにマイナス傾向になっております。

この状況をもう少し分析いたしますと、資料にはありませんが、例えば、昼夜別でいくと昼間帯が202件、重傷が8件、軽傷が221件、夜間帯が66件、重傷4件、軽傷65件となっております。

昼間のほうが3割多いということになります。

昼間帯というのは、日の出から日の入りまでを昼間帯として計上しております。ですので、季節によって夜間帯、昼間帯の時間帯が変わってくるということになります。

事故類型別、要は人対車、車対車では、人対車両では横断中の事故がもっとも多くて、17件になります。そのうち、横断歩道上は12件になりまして、重傷が3名ということになります。

その他のところでは横断歩道以外のところで5件、軽傷が5件となっております。

それから車両双方、車両と車両では、出会い頭の事故がもっとも多く、69件、うち重傷1名、軽傷が71名、続いて、追突事故が64件、重傷1名、軽傷86名になっています。

それから、こういった時間帯に事故が多いかというと、14時から16時、午後2時から4時が最も多く、43件、うち重傷が1名、軽傷が50名、続いて多いのが、8時から10時、12時から14時、これが同じ件数で、37件、重傷者は8時代が2名、12時代が1名、軽傷者が8時代が37名、12時代が39人となっています。

これを見ると、朝8時から10時と夕方に近い時間が非常に事故の発生が多くなっているということで、早朝の交通街頭配置や薄暮時間帯の街頭配置

を実施しております。

続いて、車両の違反、車両の事故でこういった違反が多いのかといいますと、一番多いのが、安全不確認が121件、安全不確認が原因で事故を起こした件数が121件、うち重傷が4名、軽傷が110名となっています。

続いて多いのが前方不注意で、40件発生しており、軽傷が59名。件数が少ないのに重傷が多いという、違反が多い、歩行者妨害という違反があります。

歩行者妨害違反は件数自体は13件ですが、重傷が3名ということで歩行者妨害違反の事故は非常に大きい事故になってしまうということになります。

こういったことを考えると歩行者妨害違反の取り締まり等を強力に推進しているところであります。

年齢別で見えますと、子どもの事故、これは幼児から中学生までなのですが、子どもの事故が17件、若年層、高校生から24歳までの事故が65件、25歳から64歳までの事故が337件、高齢者の事故が65歳以上が108件となっています。

重傷者は40代が3人、50代が3人、高齢者が5人となっており、高齢者の事故防止対策を推進すれば、大きい事故は減っていくと考えております。

そういったことで、以上の分析結果を警察としては反映しながら、警察官の街頭配置や取締り、各種キャンペーンなどの対策を練って、交通事故の防止、交通事故の抑止を行っていきたいと考えております。

続いて資料の3、当事者の関与率を見ていただきたいと思います。

高齢者が関与する事故が268件中、94件、関与率というのは例えば自転車と自転車、高齢者と高齢者は除いています。一方が高齢者、一方が二輪車、一方が自転車、一方が貨物、一方が子どもというのを関与率として、計上しております。

高齢者の事故が94件で、全体事故の35.1%、二輪車の事故が55件で、20.5%、自転車の事故が122件で、45.5%、貨物車の事故が73件で、27.2%、子どもの事故が17件で5.8%となっております。

子どもの事故は17件のうち、重傷が1名、軽傷が21名となっております。子どもの関与率は資料に書いてありませんが、子どもの関与率は少ないですけれども、103署ありますが、そのうち29位ということで上位を占めています。

昨年の12月に子どもの死亡事故が発生しまして、署としても子どもの事故には力を入れて、また今年の、生活環境部長がお話しされた滋賀県の事故、

そういったことを踏まえて、お散歩コースの見直しをし、去年は22の幼稚園、保育所のほうでお散歩コースの見直し、注意点、改良点を市役所の方と、幼稚園、保育園の方と一緒に見て、改善すべきところを確認したところでございます。

今後子どもの事故がなくなるように我々としても努力していきたいと考えております。

高齢者の事故なのですが、65歳以上の方で、全体事故のうちの94件、その内重傷が5人、軽傷が52人となっています。

全体事故の35.1%ということで、高齢者に対する交通安全講習会や、夜間に事故が多いということで反射材着用の啓蒙活動、キャンペーン活動を行うことで高齢者の事故防止を図っています。

府中署で一番多いのが自転車に関与する事故で、45.5%を占めています。全体、警視庁103署中、府中が26位ということで上位のほうを占めています。

我々としましては年間30回以上の自転車事故防止キャンペーンを交通安全協会、推進委員の皆さん、高齢者指導員の皆さんとともにに行っているところではありますが、なかなか減少しないというのが現実です。

今後取締りを含めた自転車のマナーキャンペーン等を引続きやっというと考えています。

今年に入って重傷事故12件ということですが、主な事故の内容を少しお話させていただきたいと思えます。

3月に発生しました、車返団地の交差点であった事故ですが、普通貨物自動車と自転車で、普通貨物自動車が左折した時に横断歩道を右側から来た自転車を、未発見のまま衝突したということで、自転車を運転していた70歳代の方ですが右側に倒れまして重傷、頭部外傷くも膜下血腫ということで意識不明のまま病院へ運ばれたということです。

これは完全なる歩行者妨害の事故であり、横断歩道を渡っていた歩行者がいて、目の前の横断が終わったので、車をぐっと前に出したら右側から来た自転車にぶつかってしまったという事故で、安全確認が不十分であったということです。

2つ目は甲州街道上の車返団地入口北の交差点であった事故ですが、自家用軽貨物が右折した際に横断歩道を渡っていた歩行者を未発見のまま衝突したということで、歩行者50代の方ですが、その方の発見が遅れて衝突し、倒れて脳挫傷、頭蓋骨骨折ということで、若干意識はありました

が、病院へ搬送されたという事故で、これは完全な歩行者妨害、安全不確認ということになります。

3つ目は自転車の単独事故ですが、雨が降っていて、ステンレス製でできた側溝に自転車を滑らせ、そのまま倒れ、急性くも膜下血腫、脳ヘルニアで、21日の発生ですが25日にお亡くなりになってしまったという事故になります。

最近では9月に発生した美好町1丁目の交差点で、中型貨物車が右折する際、横断歩道を渡っていた高齢のご夫婦に衝突して、ご主人のほうに倒れてしまって、脳挫傷、急性くも膜下血腫ということで3日後に亡くなっています。

こういった事故はすべて交差点で、中には自転車の単独事故はありますが、ほとんどが交差点内の歩行者妨害、安全不確認という事故になります。

我々としても、交差点の街頭配置や、歩行者保護のための活動をやっておりますが、なかなかこういった事故が減らないのが現状です。

ドライバーのモラルに任せるところが非常に大きいですが、引続き取締りや啓発活動をやりたいと考えております。

それから、皆さまの資料4の2枚目にあります、トワイライト・オン運動、薄暮時間帯の事故が多く、今の時期、日が暮れるのが非常に早いということで、いま11月で日没が平均16時46分、その30分前、16時ごろにはライトを点灯して事故防止、自分の存在を知らせるようにはしていただきたいということでこのような運動を実施しております。

11月、12月、1月はできたら皆さんも16時以降、車で出かけるときは早めのライト点灯で出かけてもらうようよろしくお願いします。

それから夜間ですが、通常ライトは下向きですが、たまには安全確認のためにライトを上向きにさせていただいて歩行者や車の安全確認をしていただきたいと思っております。

車の前照灯の基本は上向きですが、繁華街や対向車、歩行者がいる場合は下向きにしますけれども、たまには上向きにして安全確認をして遠くを確認して運転していただきたいと思っています。

続いての2枚目は運転中ながらスマホは危険ですということで今年の12月1日から道路交通法の改正ということで携帯電話等の罰則が非常に厳罰化されます。

携帯電話使用、保持、要は通話のための保持や画像を見るための保持は、5万円以下の罰金、6か月以下の懲役または10万円以下の罰金、違反点数が1点から3点、反則金が普通車の場合は6000円から1万8000円、

大型の場合は7000円から2万5000円、二輪車は6000円から1万5000円と引き上げられます。

また、携帯電話を使用していて事故を起こした場合、交通の危険の場合ですが、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金が1年以上の懲役または30万円以下の罰金ということで違反点数は2点から6点、6点ということは一発免許停止ということになります。

ですので、反則金はありません。反則金の適用はなくて、非反則行為ということで、免許停止になるということになりますので、皆さん、取締りがあるからというわけではありませんけれども、安全運転のためにも、ながら運転、携帯電話使用しての運転は控えるようよろしくお願いいたします。

参考にその他に12月1日からどういうものが改正されるかといいますと、免許証の再交付申請に関する規定ということで、例えば今、免許証を再発行する場合、失くしたとか、汚れたとか、ICチップが破損したとか、そういった場合は再交付できるのですが、それに加えて免許証記載事項の変更届出をした時とか、免許証の条件が変わったとか、免許証に表示されている写真、免許証の有効期限の末日が元号が平成から令和に変えたいという時にも再交付ができるようになりました。

それから、免許証の旧姓併記ができるということになりますので、参考にさせていただきたいと思います。

以上、府中署管内の交通事故の状況ということですがけれども、12月に入って師走というだけあって急ぎの心理が働いてしまうということで、どうか余裕をもった、気持ちを引き締めた行動をするようよろしくお願いいたします。

また、我々も年末に向けて、非常に事故が多発するという事で街頭配置の強化、飲酒運転の取締り、歩行者の安全、保護をやっていきたいと考えております。

引き続きご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上で府中署管内の交通事故状況を終わりたいと思います。ありがとうございました。

会長

ありがとうございました。いままでの説明の中で何かご質問等は、ございませんか。

(質問なし)

よろしいでしょうか。

よろしいということで次の議題に進みたいと思います。

次に、「議題(2)東京都自転車活用推進計画概要について」及び「議題(3)都の計画策定を受けての府中市版自転車活用推進計画の検討」を続けて事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、【資料5】の自転車活用推進計画(東京都)及び【資料6】の自転車活用推進法の資料に基づきご説明いたします。資料のほうのご用意をお願いいたします。

【資料5】のとおり、平成31年3月に東京都が自転車活用推進計画を策定しました。これは、平成30年6月に閣議決定されました、国の自転車活用推進計画策定を受けて策定したものになります。なお、国の自転車活用推進計画については、お配りした資料【参考1 自転車活用推進計画】のとおりでございます。

それでは、東京都の自転車活用推進計画の概要について、ご説明いたします。【資料5】表紙をめくっていただき、目次をご覧ください。

この計画の構成でございますが、

第1章 総論

第2章 目指すべき将来像

第3章 現状と課題

第4章 実施すべき施策

となっております。

ページをめくっていただきまして、2ページ 第1章 総論 をご覧ください。

ここでは総論として、基本理念の記載がございます。

この計画については、自転車の活用の推進を図るための基本的な方針や施策を示したものであり、「自転車を安全・安心して利用でき、誰もが気軽に楽しめる環境づくり」を目標とし、目指すべき将来像に向け、第4章に挙げられている合計18の施策を示しています。

この計画に基づき、東京都は自転車の活用の推進を進めていくとしています。

少し飛びますが、11ページ 第2章 目指すべき将来像 をご覧ください。

ここでは国が策定した自転車活用推進計画の四つの目標を踏まえて、都の実情に応じた目指すべき将来像が示されています。

なお、国が策定した自転車活用推進計画の4つの目標については、

【参考1 自転車活用推進計画】6ページから11ページになります。

- 目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成
- 目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現
- 目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現
- 目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

この4つの目標が掲げられています。

【資料5】 11ページに戻りまして、それを踏まえて、東京都の目指すべき将来像といたしまして、

- (1) 環境形成 ～様々な場面で自転車が利用される将来～
- (2) 健康増進 ～自転車で心身共に充実した日常生活が送れる将来～
- (3) 観光振興 ～国内外の旅行者が自転車で観光を楽しめる将来～
- (4) 安全・安心 ～安全・安心に自転車が通行できる将来～

が掲げられています。

11ページにも記載がございますが、

- (1) 環境形成については、4つの将来像を示しております。
 - ・公共交通との連携を図り、誰もが使いやすく自由な移動を可能とする自転車環境の創出

- ・自転車通行空間のネットワーク化を図ることで、安全で快適な自転車利用環境の創出
- ・CO₂フリー社会の実現に向けて、自転車利用が進み、自動車交通の依存度を低減させることで、誰もが環境に配慮した移動手段を活用できる社会の実現
- ・地域を結ぶ道路を活かすため、まちづくりと連携することで、自動車通行空間の創出を図り、活発な都市活動の実現を目指しています。

続きまして、12ページをお開きください。

(2) 健康増進については、3つの将来像を示しています。

- ・公園の多目的活用を進め、東京の魅力を感じながらサイクルスポーツを楽しむことができる環境の創出
- ・日常生活や余暇で、楽しみながら運動をすることで、心身の健全な発達を図り、身近な場所におけるサイクリング環境の創出を目指す
- ・ライフスタイルの多様化に合わせて、あらゆる人々が自転車を利用しやすい環境を提供することにより、住み、働き、余暇を楽しむことができる都市を目指す

としています。

続きまして、13ページをご覧ください。

(3) 観光振興については、

- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、自転車競技がより身近に体感できる機会の誘致促進
- ・歴史的な街並みや文化・芸術施設、水辺空間などが融合した都市を自転車で巡ることにより、東京を訪れた国内外の人々が様々な魅力を感じられることを目指す

- ・国内外から訪れる観光客がサイクリングルートを利用したエコツーリズムやサイクルスポーツを楽しめる環境の創出
- ・サイクリングイベント等を通じて、自転車の魅力を広め、東京ならではの魅力を楽しめる機会の創出を目指す

としています。

続きまして、14ページをお開きください。

(4) 安全・安心については、

- ・自転車で安全・快適に移動できるよう、歩行者・自転車・自動車がお互いの交通ルールを理解し、尊重する交通環境の形成
- ・学校、家庭、地域・社会が全体で自転車利用の安全教育を進め、誰もが安全・安心して自転車利用をできる環境の向上
- ・災害時にも全ての人々が応急対策活動に配慮しながら、自転車を適切に利用することができる社会を目指す

としています。

以上4つの目指すべき将来像を掲げています。

続きまして、39ページ 第4章 実施すべき施策 をご覧ください。

先ほど述べました4つの目指すべき将来像を達成するため、都では18の施策をご覧のように示しています。

それでは、将来像ごとにご説明させていただきます。

将来像1「環境形成 ～様々な場面で自転車が利用される将来～」
ですが、実施すべき施策として、

1 自転車通行空間等の計画的な整備推進

- 2 路外駐車場等の整備及び違法駐車取締りの推進
- 3 自転車シェアリングの普及促進
- 4 地域のニーズに応じた自転車駐車場の整備促進
- 5 放置自転車対策の推進
- 6 まちづくりと連携した総合的な取組の実施

の6項目を掲げております。

次に

将来像2「健康増進 ～自転車で心身共に充実した日常生活が送れる将来～」ですが、実施すべき施策として、3つございます。

- 1 サイクルスポーツ振興の推進
- 2 健康づくりの推進
- 3 自転車通勤等の促進

の3項目を掲げております。

次に40ページをお開きいただきまして、

将来像3「観光振興 ～国内外の旅行者が自転車で観光を楽しめる将来～」ですが、実施すべき施策として、

- 1 国際的なサイクリング大会等の開催
- 2 サイクリング環境の創出
- 3 観光に向けた自転車の活用

でございます。

最後に

将来像4「安全・安心 ～安全・安心に自転車が通行できる将来～」ですが、実施すべき施策として、

- 1 安全性の高い自転車普及の促進

- 2 自転車の点検整備の促進
- 3 自転車の安全利用の促進
- 4 学校における交通安全教育の推進
- 5 災害時における自転車の活用
- 6 その他（自転車損害賠償責任保険への加入促進）

の6項目を掲げております。

以上が東京都の自転車活用推進計画の概要となります。

なお、こちらの計画が本市に与える影響でございますが、資料6をご覧ください。自転車活用推進法になります。

第11条をご覧ください。右側のページの中段よりやや上に記載がございます。

「第十一条 市町村は、自転車活用推進計画(都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならない。」

と規定されております。

本市におきましても、国及び、都の策定した「自転車活用推進計画」を勘案し、計画を策定することが努力義務とされております。

東京都が自転車活用推進計画を策定したことに伴い、本市といたしましても今後は「府中市版自転車活用推進計画」策定に向け、情報の収集を行ってまいりたいと考えております。

資料7をご覧ください。

こちらは国土交通省が作成した「地方版自転車活用推進計画 策定の手引き(案)」となっております。

「府中市版自転車活用推進計画」策定に当たっては、こちらを参考に、本市の実情に合わせた計画の作成に努めてまいりたいと思います。

計画策定の時期につきましては、令和3年度以降を予定しておりますが、他市の動向を確認しつつ、進めてまいりたいと思います。

なお、計画を策定する際には、本審議会のご協力をお願いしたいと存じます。

自転車活用推進計画について現在市で検討している事項は以上でございます。

会長

ありがとうございました。事務局から、東京都の自転車活用推進計画の概要説明と、それを受けての府中市版自転車活用推進計画策定に向けての検討状況についてのご説明がありました。

府中市版自転車活用推進計画の策定については、国や東京都の自転車活用推進計画を勘案した上で、近隣自治体の動向をうかがいながら、市の実情に合わせた計画を策定していくということでした。

まだ、区市町村レベルで 同 計画策定に向けて動きだしている自治体は少なく、参考となる情報は現時点では少ないと思いますが、ただいまの説明で何かご質問等ございますか。

(挙手あり)

はい、どうぞ。

委員

自転車は便利で活用しやすいものではありませんが、あまりにも自転車を運転している人がルールを知らない、交通法規を知らない部分があり、車での左折、右折、右折の場合はそれほどではないが、左折の場合、半分曲がっているのにそこに突っ込んでくる自転車の乗り方をしている人が非常に多いので、その辺は警察の方はどういう考えをもっていますか。

委員

自転車の関与率が高い事故が多いですけれども、安全教育、中学校に行って自転車の安全教室の実施や、小学校では自転車の乗り方の教育をやっています。

特に中学生に対しては市と一緒にスケアード・ストレイト教育、スタントマンを雇って、自転車の正しい乗り方、ルールを守らないで乗るとそういった事故に遭うという事故の再現をして、事故防止に役立てています。

その他は、先ほど言ったキャンペーン、自転車利用五則が書かれたものをティッシュに入れて配布したり、反射材キャンペーン等、マナー向上のキャンペーンということで、走っている自転車を止めて、ティッシュを配布したり、取締り、踏切で警報が鳴り、遮断機が下りているところを走り抜けていく自転車の取締りや、信号無視、傘さし運転等の行為に対して注意喚起したり、悪質な場合は取締りをするということをやっている状況です。

会長

他になにかありませんか。

(挙手あり)

委員

ご説明いただいた内容で、実施すべき施策があるということで、将来像に向けて実施していくものがあるということで、東京都の推進計画39ページになりますが、環境形成というところで、まず、自転車走行空間の計画的な整備の推進、これは今、府中市の駅前だと自転車用のカラー舗装がされたりというのがあると思いますが、甲州街道だったり車が多い通りに自転車のマークがついているのは危ないのではないかという声がありますが、この中ではどのあたりまでを自転車が通れるように確保していくかというのが、環境形成で重要になってくると思います。

それから2番目の路外駐車場等の整備ですけれども、これまではちよりんスポットがあったと思いますが、これは今、廃止になってしまっていて、市民の方からはよく駐輪場がないから府中市まで自転車で買い物に行けないというような声も結構あり、駐輪場自体はありますけれども、地下駐輪場ですとか、子育てしている方からは段差があって重い電動自転車に乗せるのが大変という声がありますので、こういったところも駐輪場施設があるので考えていかなければならない重要なところと思っています。

事務局

いま2つご意見があったかと思いますが、まず、ナビマークを含めた自転車走行空間等の整備状況ですけれども、この近辺ですと旧甲州街道が青く塗られて新たに自転車走行空間ができましたが、これは都道になります。

市のほうで施行したところとなりますと、スタジアム通り、東京スタジアムの東西の部分を実施したところですが、市道、都道、国道ということでそれぞれ管理しているところが違いまして、市の考え方としましては、自転車走行空間については、今、委員からおっしゃいましたとおり、車の通行量を勘案したりですとか、そこが危険な箇所かというところを含めて、市としては施行している形になりますが、それぞれの道を管理しているところが違いますので、その状況に応じて施行している状況になります。

市としては、その道の通行量や必要性、安全性を考えて施行していきたいと考えております。

その他の部分については、都や国と相談して実施していきたいと考えています。ナビマークについては、市のほうでも実施しております。

市の考え方としましては、主要駅に向かうところについて、車の交通量が多いか少ないかも考えてやっています。

甲州街道ではナビマークがついていて、非常に危険ではないかという声もありますが、その辺もよく認識しておりますので、今後も関係機関とよく相談しながら対応していきたいと考えております。

2つ目のご意見についてですが、路外駐車場等の整備及び違法駐車等の取締りの推進ということで、市内の放置自転車の状況について触れると、ここ5年で半減しているところでございます。

そのような中で、駐輪場を積極的に設置して歩行者の通行の邪魔にならないように整備を努めているところでございます。

そのような中で、ちょこりんスポットについては昨年、今年の頭をもちまして廃止をさせていただいて、中心市街地、府中駅周辺の駐輪場等の整備をしているところでございます。

また、先ほど、委員からお話がありましたが、駐輪場を設置する関係上、場所がなく、地下になったりするところもありますが、その辺はよく状況を踏まえて、市民の皆さんの利便性が上がるようなものになる

よう今後とも努めてまいります。

(挙手あり)

委員

今日、この会議へ向かう時、東府中のほうから旧甲州街道を通ってきましたけれども、そこに自転車専用道路ができていました。

いままでは歩道を自転車で走っていましたが、今回初めて車道にある自転車専用道路を通ってきました、非常に快適に感じました。

このような道路ができたことは非常に良いことだと感じました。

メインの道路、交通量が多いところに見やすい自転車専用道路ができるというのは自転車を愛用している人にとっては非常に良いものではないかと思うとともに、それがあつて事故が少なくなるだろうし、歩道を通らないで済むというのは良いことではないかと感じ、感激しました。

(挙手あり)

委員

自転車活用推進計画の最後に載っている、自転車損害賠償保険の関係で、東京都のほうでも自転車保険加入の義務化があつたところです。

今後、市の方向性、考え方を教えていただきたいと思います。

それと東京都自転車活用推進計画の41ページの構造的分離ということで、市内の何か所かそういった箇所がありますが、その箇所の車道部分にもナビマークが設置されていまして、市民の方からもよく車道よりの歩道部分か、ナビマークのある車道部分のどちらを通行して良いのか、市民の方からよく問合せがくる場所ですので、その辺をよく周知徹底していただければと思います。

事務局

自転車損害賠償保険の関係ですけれども、ここで東京都のほうも自転車保険の加入促進を進めているところがございます。

市といたしましても、自転車の事故が非常に多い状況ですので、自転

車保険の加入促進を進めていくところで、条例改正を進めさせていただきます。

それで自転車の安全な通行や歩行者の安全を確保できるというところがございますので、本市といたしましても十分精査しながら進めていきたいと考えております。

(挙手あり)

委員

副会長からもありましたが、旧甲州街道の車道のラインも非常に良いと思いましたが、私もナビマーク推進派でございますので、先ほど委員からお話がありましたように国道や都道については連携をとりながらやってくださいというお願いと、先ほど駐輪場のお話でしたが、ちょこりんスポットがなくなり、不便と言われてはいますが、実際にはくるる南側、新設の駐輪場ができました。

宮西町の京王線の高架下にも駐輪場ができていますし、京王府中駅東側の駐輪場もあります。

駐輪場の利用者を増やすために、そういった駐輪場があるということのアピールをお願いします。

会長

ありがとうございます。その他はよろしいでしょうか。

それでは事務局は、計画策定に向けて、近隣各自治体の状況をはじめとした情報収集を適時していただくようお願いいたします。

会長

続きまして次第5「その他」となりますが、全体を通じまして、交通安全対策につきまして委員の皆様からご意見、ご要望等ございましたら、いただきたいと思いますが、何かございますか。

(挙手なし)

それでは最後に事務局の方からなにかございませんか。

事務局

本審議会の会議録の作成及び公開についてでございますけれども、会議に際しましては、会議録を作成しまして、各委員の内容確認を経たうえで、一般の閲覧の供するということで公開をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

なお、その際の発言者の氏名については、公開はしないということでご了承いただきたいと思います。

会長

よろしいでしょうか。それでは、以上で令和元年度交通安全対策審議会を終了いたします。

ありがとうございました。